平成24年度 予算案の概要

(厚生労働省医政局)

平成24年度 予 算 案

1, 625億8千7百万円

1,547億3千5百万円

[~]うち、要求額

日本再生重点化措置

東日本大震災復旧・復興対策経費(復興特別会計)

厚生労働省計上分 復興庁計上分 19億9千8百万円 5億1千1百万円

53億4千3百万円

平成23年度 当初予算額

差 引 増 ▲ 減 額

対 前 年 度 比

1, 696億 5百万円

▲70億1千8百万円

95. 9%

(注) 上記計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

「日本再生重点化措置」で要望した事業の予算案

・在宅医療・介護推進プロジェクト

14.3億円

(1) 在宅チーム医療を担う人材の育成

※ 医政局分に係る予算案1. 1億円

(2) 在宅医療の実施拠点となる基盤の整備

10.1億円

・在宅医療連携体制の推進

10.1億円

(3) 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

3. 1億円

・国立高度専門医療研究センターによる在宅医療等推進のための研究事業

1. 4億円

・在宅医療推進のための看護業務の安全性等の検証

70百万円

・在宅介護者への歯科口腔保健の推進

1億円

・ライフ・イノベーションの一体的な推進

47. 4億円

※ 医政局分に係る予算案。上記計数には、研究事業(厚生労働科学研究費補助金)を含めて計上

・臨床研究中核病院等の整備及び機能強化

23.5億円

個別重点分野の研究開発・実用化支援

23.9億円

※ うち、8. 3億円は研究事業 (厚生労働科学研究費補助金)

「東日本大震災復旧・復興対策経費(復興特別会計)」に係る予算案

災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進 (厚生労働省計上)

10.5億円

・国立高度専門医療研究センターによる東日本大震災からの 医療の復興に資する研究 〔復興庁計上〕※厚生労働科学研究費補助金

5億円

医療情報連携・保全基盤の整備 (厚生労働省計上)

9. 5億円

・被災地域の復興に向けた臨床研究中核病院の整備〔復興庁計上〕

5. 1億円

・被災地域の復興に向けた国際水準で

実施する臨床研究等の支援 [復興庁計上] ※ 厚生労働科学研究費補助金

1億円

・被災地域の復興に向けた

医薬品・医療機器の実用化支援 〔復興庁計上〕 ※ 厚生労働科学研究費補助金

10億円

主要施策

1. 地域医療確保対策の推進

医師の地域偏在の是正など地域医療を担う人材の確保を図るとともに、質の高い医療 サービスを実現し、国民が安心・信頼できる医療提供体制を確保する。

1 地域医療支援センターの整備の拡充

728百万円

・ 医師のキャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援するため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充し、医師の地域偏在解消に向けた取組みを推進する。

2 専門医の在り方に関する検討

27百万円

・ 医師の質の一層の向上や医師の偏在是正を図るため、地域に必要な専門医がバランスよく分布するよう、診療領域別の必要医師養成数の実態把握や総合的な診療能力を有する医師の在り方を含め、専門医に関して幅広く検討を行う。

チーム医療の普及推進

3

240百万円

【 うち、日本再生重点化措置 70百万円 】

・ 質の高いチーム医療の実践を全国の医療現場に普及定着させ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等医療関係職種の業務の効率化・負担軽減等を図るとともに、質の高い医療サービスを実現する。【新規】【一部重点化】

女性医師の離職防止・復職支援

4

- ※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等 委託費 163 百万円
- ・ 出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修等を実施する。

また、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行い、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職防止や復職支援を行う。

5

看護職員の確保策等の推進

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数の他、医療関係者養成確保対 策費等補助金等 5,005 百万円

- ・ 地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所の運営、病院内保育所の運営や新人看護職員研修の実施等に必要な経費について 財政支援を行う。
- ・ 看護学生の養成を担う看護教員の質・量双方の充実に向けて、e ラーニングを 活用した通信教育システムを整備する。【新規】
- ・ 看護職員の勤務環境を改善するため、多様な勤務形態導入事業を拡充し、都 道府県が実施する就労環境改善研修への財政支援を行う。

6

へき地などの保健医療対策の推進

1,930万円

・ へき地医療支援事業の企画・調整などを行う「へき地医療支援機構」の運営や、 へき地診療所等への医師等の派遣、へき地医療に従事する人材の育成などを担 う「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費について財政支援を行う。

医療情報連携・保全基盤の整備など医療分野の情報化の推進

7

1,539百万円

【うち、東日本大震災復旧・復興経費(厚生労働省計上)

950百万円 】

(1) 医療情報連携・保全基盤の整備【新規】 【復旧・復興】

950百万円

・ 医療機関の主要な診療データを、平時から標準的な形式で外部保存しバック アップすることにより、災害時にも過去の診療情報を参照できる手段を確保 し、継続した医療の提供を可能とするとともに、平常時には連携医療機関相 互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できる医療情報 連携・保全基盤を整備する。

(2) 医療分野の情報化の推進

588百万円

・ 「新成長戦略」や「新たな情報通信技術戦略」に基づき、「どこでも MY 病院構想」や「シームレスな地域連携医療」の実現に向けた連携方策などの仕組みについての実証事業や、根拠に基づく医療(EBM)の普及推進事業などの実施により、情報サービスの確立を目指す。

また、遠隔医療の設備整備について財政支援を行い、地域医療の充実を図る。

8

歯科保健医療対策の推進

- ※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数の他、保健福祉調査委託費等 19 百万円
- ・ 8020運動について、成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯 を通じた歯の健康の保持を引き続き推進する。 また、安全で安心かつ良質な歯科保健医療を提供する観点から、歯科医療安 全等に関する情報収集等を行い、国民や歯科医療関係者へ歯科医療に関する 情報発信を行う。

||. 救急医療、周産期医療の体制整備

救急、周産期等の医療提供体制を再建し、国民の不安を軽減する。

1

救急医療体制の充実

医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数

① 救急医療体制の充実

・ 救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター等への財政支援を行う。

② ドクターヘリの導入促進

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターへリ (医師が同乗する救急医療用へリコプター)の配備や運航に必要な経費につ いて財政支援を行う。

③ 重篤な小児救急患者に対する医療の充実

・ 超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営 への支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児 集中治療室の整備等に対する財政支援を行う。

2 周産期医療体制の充実

医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数

・ 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの MFICU (母体・胎児集中治療室)、NICU (新生児集中治療室)等への財政支援を行う。

|||. 災害医療体制の強化

今後の災害への備えを図るため、災害医療体制の強化を図る。

災害医療体制の強化

198百万円

・ 災害時に被災県や被災県内の災害拠点病院との連絡調整等を担う災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制を強化するとともに、被災地で物資調達、情報収集や連絡調整などの取りまとめ役を担うDMAT 隊員を養成する。 また、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」について、DMAT の活動状況や広域にわたる患者搬送などの機能強化を図る。

(参考)【平成23年度第3次補正予算】

〇医療施設等の防災対策の推進(医療施設耐震化基金の積み増し等)

216億円

- ・ 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院等の耐震化整備に対して財政支援を行う。
- ・ 災害拠点病院等の自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム (DMAT) が携 行する通信機器等の整備に対して財政支援を行う。

IV. 在宅医療の推進

生活の場において必要な医療サービスを受けられる体制を構築することにより、 住み慣れた場で、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。

■ 在宅チーム医療を担う人材の育成

109百万円

【うち、日本再生重点化措置

109百万円 】

・ 今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供できるよう、 地域で在宅医療を担う人材(指導者)を養成するための多職種協働研修などを 行うことにより、在宅医療を担う人材の知識・技術の向上やチーム医療の展開 を図る。【新規】【重点化】

■ 在宅医療連携体制の推進

2,058百万円

【うち、日本再生重点化措置

1.010百万円 】

【 うち、復旧・復興対策経費(厚生労働省計上)

1,048百万円】

(1) 在宅医療連携体制の推進【重点化】

1,010百万円

- ・ 多職種協働による在宅療養中の患者の支援体制を構築し、地域での包括的かっ継続的な在宅医療の提供に向け、在宅医療を提供する医療機関等による連携を地域や疾患の特性に応じて推進する。
- ② 災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進【新規】【復旧・復興】 1.048百万円
- ・ 災害が発生した場合にも在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携を推進するとともに、災害時の在宅医療に必要な備品の整備を併せて行う。

3

2

個別の疾患等に対応した在宅医療サービスの充実・支援

710百万円

【うち、日本再生重点化措置

210百万円 】

【 うち、復旧・復興対策経費(復興庁計上)

500百万円 】

① 国立高度専門医療研究センターによる 在宅医療等推進のための研究事業【新規】【重点化】

140百万円

国立高度専門医療研究センターの専門性を活かして、個別の疾患等の特性に応じた研究を実施する。

② 国立高度専門医療研究センターによる 東日本大震災からの医療の復興に資する研究【新規】【復旧・復興】 (復興丁計上) 500百万円

・ 被災地の医療復興を実現するため、国立高度専門医療研究センターの専門性 を活かして、個別の疾患等の特性に応じた在宅医療や心のケアに関する研究 を実施する。

③ 在宅医療推進のための看護業務の安全性等の検証【新規】【重点化】

70百万円

・ 患者・家族が希望する在宅医療を実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的指示を受け、看護業務を実施できる仕組みの構築に向け、業務の安全性や効果の検証を行う。

在宅介護者への歯科口腔保健の推進など在宅歯科医療の充実

4

※ 医療提供体制推進事業費補助金(25,000 百万円)の内数の他、医療施設等設備整備費補助金等 119 百万円

【 うち、日本再生重点化措置 101百万円 】

① 在宅歯科医療の推進

- ※ 医療提供体制推進事業費補助金(25.000 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 18 百万円
- ・ 生涯を通じて歯の健康の保持を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者等 への在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、 人材の確保、在宅歯科医療機器の整備等について財政支援を行う。

② 在宅介護者への歯科口腔保健の推進【新規】【重点化】 101百万円

・ 在宅介護者(在宅療養者を介護する家族等)への歯科口腔保健(歯科疾患の 予防に向けた取組み等による口腔の健康の保持)の普及推進を通じて在宅療 養者の健康の保持・向上を図るため、歯科診療所が訪問歯科診療等により行 う歯科疾患の予防に向けた取組みに必要な口腔内洗浄装置等を整備する。

V. 革新的な医薬品・医療機器の開発促進などによる ライフ・イノベーションの推進

国際水準の臨床研究基盤の整備や日本主導のグローバル臨床研究基盤の整備、研究費の重点配分などによる革新的な医薬品・医療機器の開発促進など、ライフ・イノベーションを推進する。

1

臨床研究中核病院等の整備及び機能強化

3. 363百万円

【 うち、日本再生重点化措置 2,352百万円 】 【 うち、復旧・復興対策経費(復興庁計上) 611百万円 】

① 臨床研究中核病院の整備【新規】【重点化】

2,052百万円

・ 日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するには、 質の高い臨床研究のデータをもとに薬事承認につなげる必要があることから、国際水準(ICH-GCP※準拠)の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割 を担うとともに、最適な治療法を見いだすための臨床研究を実施する基盤と して、臨床研究中核病院を4箇所(復旧・復興対策経費とあわせて5箇所) 整備する。

※ ICH-GCP: 日米EU医薬品規制調和国際会議による医薬品の臨床試験の実施基準

ICH (International Conference on Harmonization of Technical Requirements for Registration of Pharmaceuticals for Human Use)

GCP (Good Clinical Practice)

② 被災地域の復興に向けた臨床研究中核病院の整備【新規】【復旧・復興】_(興門計上) 511百万円

・ 被災地域での革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに産業集積、新産業創出により復興を図ることを目的として、国際水準の臨床研究の実施や医師主導治験の中心的役割を担う基盤となる、臨床研究中核病院を1箇所(重点化とあわせて5箇所)整備する。

③ 国際水準で実施する臨床研究等の支援【新規】【一部重点化】 700百万円

・ 臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援するとともに、国立高度専門医療研究センターの体制整備を行い、臨床研究等を支援する。

④ 被災地域の復興に向けた国際水準で実施する 臨床研究等の支援【新規】【復旧・復興】_(復興元計上) 100百万円

・ 被災地域での革新的な医薬品・医療機器創出拠点の形成を通じ、質の高い臨床研究を実施するとともに産業集積、新産業創出により復興を図ることを目的として、臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究を支援する。

2 早期・探索的臨床試験拠点の整備

2. 950百万円

・ 世界に先駆けてヒトに初めて新規薬物を投与したり、医療機器を使用する臨 床試験等の実施拠点となる早期・探索的臨床試験拠点に対し、人材確保、診 断機器等の整備、運営に必要な経費について財政支援を行う。

3 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備

4

370百万円

・ 国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を実施する体制を整備する。【新規】

国立高度専門医療研究センターによる個別化医療の推進

1,300百万円

【 うち、日本再生重点化措置 1.300百万円 】

・ 個人のゲノム情報に基づく個別化医療の推進に必要な基盤を整備するため、 国立高度専門医療研究センターが連携してバイオバンクを整備し、収集した 生体試料を活用した研究を推進する。【新規】【重点化】

152

5

医薬品・医療機器開発に係る研究のプロトコール審査・進捗管理

108百万円

・ 医薬品・医療機器の開発に係る臨床研究について、プロトコール (試験計画) の審査等を一元的に行うとともに、非臨床研究も含め、PDCA に基づく一貫した進捗管理を行う事業を試行的に実施する。【新規】

6

再生医療分野での研究開発基盤の整備

261百万円

【うち、日本再生重点化措置

261百万円 】

・ 国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞 (iPS 細胞、ES 細胞、疾患特異的 iPS 細胞を含む。)の作成・保存方法、性質等の情報を一元化したデータベースを構築し、国内外の研究者が国内外で保存されている細胞の中から必要な細胞を見つけて研究に利用すること、及び患者が幹細胞治療等の利点欠点等を知ることを可能にする。【新規】【重点化】

7

革新的な医薬品・医療機器の創出に関する研究費の重点化

10.802百万円

【うち、日本再生重点化措置

825百万円 】

・ 革新的な医薬品・医療機器の創出を目指し、基礎研究から治験・臨床研究において医薬品・医療機器の実用化に結びつく研究を重点的に支援する。

8

被災地域の復興に向けた医薬品・医療機器の実用化支援

1,000百万円

【うち、復旧・復興対策経費(復興庁計上)

1.000百万円 】

・ 革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに、産業のさらなる発展や雇用の創出を通じた震災からの復興に貢献することを目指して、被災地域における大学、研究機関発のシーズ開発を後押しし、臨床研究及び医師主導治験を支援する。【新規】【復旧・復興】(復興力制)

9 後発医薬品の使用促進

117百万円

・ 患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備に関する事業等を引き続き実施する。

また、安定供給体制等を指標とした評価基準の検討や、これまでの取組への検証等を行い、後発医薬品の更なる信頼性向上を図る。

VI. その他

1

国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構における政策医療等の実施 61.517百万円

・ 全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度 先駆的医療、臨床研究、教育研修、情報発信等を推進する。

2 国立ハンセン病療養所の充実

33, 982百万円

・ 居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、 入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

3

経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入等 153百万円

・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、 看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や日本語の習得を 含めた看護師国家試験の合格に向けた学習の支援を行う。

4 国際医療交流(外国人患者の受入れ)の推進に向けた取組

・ 国際医療交流を推進する観点から、外国人患者の受入に資する医療機関の認証制度について、その質の向上や制度の周知・浸透を図るため、外国人患者の受入実績を有する病院の状況調査や情報発信のためのプログラムを作成する。

5 「統合医療」の情報発信に向けた取組

12百万円

14百万円

・ 近代西洋医学と伝統医学・相補代替医療とを組み合わせたとされる「統合医療」の有効性や安全性に関する情報の収集・評価を行い、その結果を国民や 医療関係者の方々へ、わかりやすく適切に情報発信する体制を整備する。

医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討 7百万円

・ 患者・家族(遺族)の救済や医療関係者の負担軽減の観点から、医療の質の向上に 資する無過失補償制度等のあり方や課題について幅広く検討を行う。【新規】

手術手技向上のための研修体制の整備

54百万円

・ 医療の質と安全の向上を図るため、遺体を用いて高度な手術手技を習得させる ための研修体制を整備するとともに、研修の効果や運営上の問題点等について 整理・検討を行う。【新規】

8 死因究明体制の充実に向けた支援

169百万円

・ 解剖や死亡時画像診断などの取組みを促進させ、異状死や診療関連死の死因 究明を進めるために、医療機関等に対する支援を行う。

■ 一括交付金化への対応

- ・ 医療提供体制施設整備交付金のうち、以下の事業は、平成24年度から一括交付金化の対象とするため、「地域自主戦略交付金」に一括計上(内閣府予算に計上)。
 - 地球温暖化対策施設整備事業
 - 内視鏡訓練施設施設整備事業
 - 看護師等養成所施設整備事業
 - 看護師養成所修業年限延長施設整備事業
 - 看護教員養成講習会施設整備事業
 - 歯科衛生士養成所施設整備事業

各計数については、計数整理の結果、異動を生ずることがある。

平成 24 年度税制改正等(医政局)

① 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

[事業税]

② 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続

「事業税

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、 国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討する。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとする。

③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例

〔所得税〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとする。

④ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長 「所得税、法人税、法人住民税」

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。

⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用 期限を2年延長する。

〇 消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

[社会保障・税一体改革素案 平成 24 年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定 抄]

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額の投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入に係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

概要

必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保 事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置については、国民皆保険の中で するために必要な措置について引き続き検討する。

地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、 事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、 平成25年度税制改正において検討する。

社会保険診療報酬		社会保険診	社会保険診療報酬以外	
	開設主体	400万円 以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6%(※)(※)	3.6%(約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3%(約9.6%)
	個人		2.0%	

注:()内の%は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の81%)を合算した税率

0

社会保険診療報酬の所得計算の特例(所得税)

概要

課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25 会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に 留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとな 会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別 年度税制改正において検討する。 措置の見直しについては、 るよう、

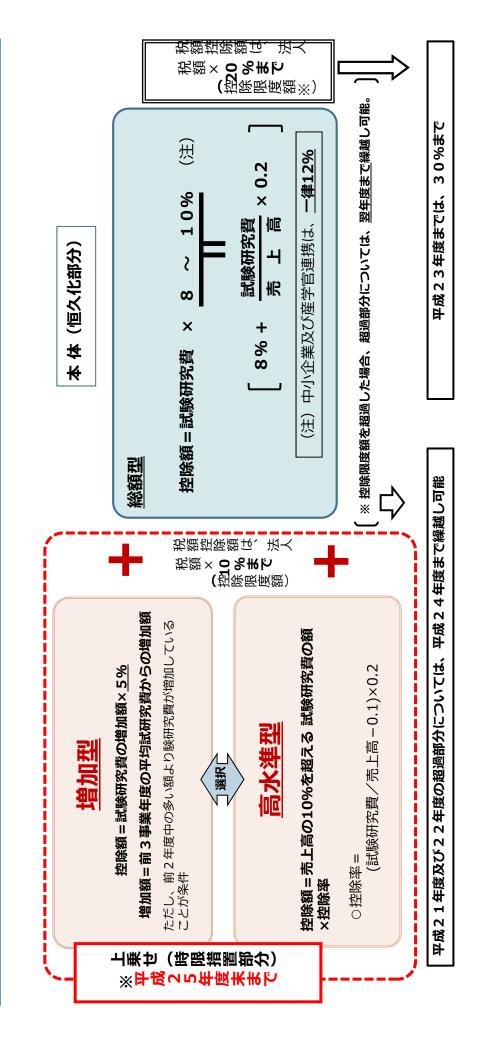
く参考> 社会保険診療報酬の所得計算の特例

各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とする 当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階 医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であ ことができる特別措置。 層に区分し、 るときは、

社会保険診療報酬の金額	韓酬の金額	概算経費率
	2,500万円以下	7 2 %
2,500万円超	3,000万円以下	%0 2
3,000万円超	4,000万円以下	6 2 %
4,000万円超	5,000万円以下	5 7 %

概要

又は売上高の10%を超える試験研究費の額(いわゆる高水準型)の一定割合を税額控除する制度 医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額(いわゆる増加型) 適用期限を2年延長する。 については、



4.地域主権に係る第2次一括法等の施行について

医政発 0 9 0 1 第 9 号 平成 2 3 年 9 月 1 日

厚生労働省医政局長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う医政局関係法令の改正 について(施行通知)

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律」(平成23年法律第205号。以下「整備法」という。) が、平成23年8月26日に成立し、平成23年8月30日に公布されたとこ ろです。

これに伴い、医政局が所管する法律が改正され、一部は公布日に施行され、 その他については平成24年4月1日に施行されることとなっています。改正 の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、その事務の運営に当た ってよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものである。なお、整備法により改正された法律のうち、医政局が所管するものは以下のとおりである。

- 医療法(昭和23年法律第205号)
- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法 (平成19年法律第103号)

看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)

第二 改正の内容

- 1 医療法の一部改正 (整備法第29条関係)
 - (1) 病院等の病床数を算定する場合の補正の基準等(第7条の2関係) 病院等の病床数算定に当たっての補正の基準並びに病院及び診療所の 既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関 する基準を、都道府県の条例に委任することその他所要の改正を行うこと。
 - (2) 病院又は診療所における専属薬剤師の配置基準(第18条関係) 病院又は診療所の薬剤師の配置に関する基準を、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例に委任すること。また、都道府県、保健所を設置する市又は特別区が条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとすること。
 - (3) 病院及び療養病床を有する診療所における人員配置基準及び構造設備基準(第21条関係)
 - イ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の 配置に関する基準並びに病院の施設に関する基準の一部を、都道府県の 条例に委任すること。
 - ロ 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科 医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所 の施設に関する基準の一部を、都道府県の条例に委任すること。
 - ハ 都道府県が条例を定めるに当たっては、病院及び療養病床を有する診療所の従業者及びその員数のうち、厚生労働省令で定めるものについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすること。
 - (4) 前記の改正に伴う所要の改正を行うこと(第4条、第4条の2、第7条及び第23条の2関係)。
- 2 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法の 一部改正(整備法第56条関係)

都道府県が医療計画に救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保 について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成す べき救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する 事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定を廃止し、努力義務化するこ と(第5条関係)。

3 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正(整備法附則第106 条関係) 改正前の医療法第21条第1項の規定に基づく厚生労働省令において規 定していた人員に関する基準の一部を都道府県の条例に委任することに伴 い、所要の改正を行うこと(第12条関係)。

第三 施行期日 (整備法附則第1条及び第21条関係)

- 1 第二に掲げる改正のうち、1及び3については、平成24年4月1日から施行すること。ただし、条例を制定するのに必要な時間を確保できるよう、同日から起算して一年を超えない期間内において、次のとおり経過措置を設けること。
 - (1) 整備法第29条の規定による改正後の医療法(以下「新医療法」という。)第7条の2第4項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第30条の4第5項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。
 - (2) 新医療法第7条の2第5項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。
 - (3) 新医療法第18条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなすこと。
 - (4) 新医療法第21条第1項及び第2項に規定する都道府県の条例が制 定施行されるまでの間は、同条第3項の厚生労働省令で定める基準は、当 該都道府県の条例で定める基準とみなすこと。
- 2 第二に掲げる改正のうち、2については、公布日に施行すること。

第四 罰則に関する経過措置(整備法附則第81条関係)

第二に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例によること。

以上

医政発 1 2 2 1 第 3 号 平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日

各 (都道府県知事) 保健所設置市長 | 瞬 別 区 長

厚生労働省医政局長

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政 令等の整備等に関する政令」等の施行に伴う医政局関係法令の改正 について(施行通知)

先般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。以下「整備法」という。)が平成23年8月30日に公布されたことを受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」(平成23年政令第407号。以下「整備政令」という。)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成23年厚生労働省令第150号。以下「整備省令」という。)が平成23年12月21日に公布されたところです。

これに伴い、医政局が所管する政令等が改正され、平成24年4月1日に施 行されることとなっていますが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、 御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 整備政令について

1 趣旨

整備法による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正に伴い、医療法施行令(昭和23年政令第326号)について所要の規定の整備等を行うものであること。

2 施行期日

整備政令のうち、医療法施行令関係の規定については、平成24年4月1日から施行するものであること。

第二 整備省令について

1 趣旨

整備法による医療法の一部改正及び整備政令による医療法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる省令について所要の規定の整備を行うものであること。

- 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
- 看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則(平成4年厚生省令第61号)
- 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)

2 用語の定義

本通知における用語の定義は、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日 閣議決定)に従い、次のとおりとすること。

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(2) 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 改正の内容について

- (1) 医療法施行規則の一部改正(整備省令第3条関係)
 - (i) 病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。(医療法施行規則第2条の2関係)
 - (ii) 専属薬剤師の配置に関する基準を条例(制定主体は都道府県、保

健所を設置する市又は特別区)に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。(同令第6条の6関係)。

- (iii) 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準(薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者及び栄養士)及び参酌すべき基準(診療放射線技師、理学療法士、作業療法士及び事務員その他の従業者)を定めるもの。(同令第19条関係)
- (iv) 病院の施設に関する基準を条例(制定主体は都道府県)に委任するに当たっての参酌すべき基準(消毒施設、洗濯施設、談話室、食堂及び浴室)を定めるもの。(同令第21条関係)
- (v) 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び 歯科医師以外の従業者の配置に関する基準を条例(制定主体は都道 府県)に委任するに当たっての従うべき基準(看護師、准看護師及 び看護補助者)及び参酌すべき基準(事務員その他の従業者)を定 めるもの。(同令第21条の2関係)
- (vi) 療養病床を有する診療所の施設に関する基準を条例(制定主体は 都道府県)に委任するに当たっての参酌すべき基準(談話室、食堂 及び浴室)を定めるもの。(同令第21条の4関係)
- (vii) 病院等の病床数を算定する場合の補正の基準を条例(制定主体は 都道府県)に委任するに当たっての従うべき基準を定めるもの。(同 令第30条の33関係)
- (viii) その他所要の規定の整備を行うもの。
- (2)看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則及び医療法施行規則 等の一部を改正する省令の一部改正(整備省令第10条及び附則第6 条関係)

所要の規定の整備を行うもの。

4 施行期日

整備省令のうち、医療法施行規則等関係の規定については、いずれも平成24年4月1日から施行するものであること。

以上

エステ美容医療サービスに関する消費者委員会建議事項と対応(再掲)

1 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応

厚生労働省は、都道府県等に対し、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し示すこと。

〇医師法等の違反事例に接した場合、当該違反者に対する行政指導、警察への情報提供等によるご協力を、引き続き、お願いしたい。(p88)

【参考】「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 8 日厚生労働省医政局医事課長通知)

3 不適切な表示(広告)の取締りの徹底

厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。また、都道府県における関係部局間の連携を再度要請するとともに、適切な法執行を要請すること。

- ○医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」でご議論いただいており、検討会でも建議の内容を紹介させていただいている。現段階では、当面の間は医療機関のホームページを引き続き「広告」とは見なさず、自由診療の分野を中心としたガイドラインを国において作成し、そのガイドラインに基づき、関係団体等による自主的な取組を促す方針とする方向で検討がすすめられている。当該ガイドラインの詳細については、検討会の結論が出た後、作成を開始し、最終化され次第速やかにお知らせしたいと考えており、その際にはご協力をお願いしたい。(p 18)
- 〇医療法上の広告規制を徹底する観点から、美容医療サービスに関する広告の指導等に当たっては、消費者行政関係機関とも連携いただくよう、引き続き、お願いしたい。(p18)

【参考】「美容医療サービスに関する広告への指導及び監督の徹底について」(平成22年8月2日厚生労働省医政局総務課長通知)

4 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者(消費者)の理解と 同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等 を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれ程高くな い美容医療サービスを提供する場合に、患者(消費者)に必ず説明し、同意を得る べき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。

○「診療情報等の提供に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。)」を医療従事者が診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項としている。緊急性がそれ程高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められることを踏まえ、引き続き、医療従事者等に対しての周知の徹底及び遵守の養成等によるご協力をお願いしたい。(p21)

【参考】「診療情報の提供等に関する指針の策定について (平成 15 年 9 月 11 日厚生 労働省医政局長通知)